

岡山県図書館協会研究奨励基金に関する規程

平成20年 5月26日制定

平成24年 6月28日改正

第1章 基金の管理

(設置及び目的)

第1条 岡山県図書館協会(以下「協会」という。)は会員の図書館に関する研究の奨励(以下「研究奨励」という。)のため、岡山県図書館協会研究奨励基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 1 前条の目的のために寄附された寄付金の額
- 2 前号に掲げるもののほか、協会一般会計予算に定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより第一条に定める研究奨励の財源に充てることができる。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するため特に必要な場合に限り、これを処分することができる。

第2章 研究奨励金の交付手続き

(交付申請)

第6条 第1条に定める研究のため、研究奨励金の交付を希望する者は、様式第1号により、研究主題・研究概要等を明らかにして、別に通知する日までに、会長に申請しなければならない。

- 2 対象となる研究は、新しく着手するもの、研究中のもの、すでに終わったものの、いずれも可とする。

(審査)

第7条 会長は、前条の申請をうけたときは、別に委嘱する審査委員に研究内容等の審査を行わせるものとする。

(交付の決定及び額)

第8条 研究奨励金の交付及び金額は、前条の審査結果を踏まえ、理事会の議決を経て会長が決定する。

- 2 交付金額は、上限を5万円とする。

(研究成果の報告)

第9条 研究奨励金の交付を受けた者は、研究終了後1年以内に研究主題・研究概要等を様式第2号により会長に報告しなければならない。

(その他)

第10条 研究奨励金の取扱いに関し、本規程に定めのない事項については、理事会の意見を聞いて、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

平成20年5月26日公布

(関係規程等の廃止)

- 2 岡山県図書館協会研究奨励基金の設定に関する規程(昭和41年8月9日)及び研究奨励金の交付に関する細則(昭和42年1月23日)は、廃止する。